

第16回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年7月29日 13:30～14:35
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
18番 菊池 利治委員 20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員
(以上 18名)
4. 欠席委員 3番 田井 博行委員 19番 大坂 博文委員
(以上 2名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉 真由美
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 16番 松永 征明委員
20番 稲場 洋二委員
- 会期決定について 平成28年7月29日(1日)
6. 議事日程 会務概要報告
- 報告第47号 現況証明願について(市街化区域)
報告第48号 農業経営証明願について
報告第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第64号 現況証明願について
議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請に係る進達について
議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の変更について
議案第69号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、有り難うございました。
ただいまより第16回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に16番、松永征明委員、20番、稲場洋二委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。
なお、会期は本日7月29日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告と報告案件をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か
聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

それでは次に、報告第47号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の3ページでございます、報告第47号「現況証明願」について
報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする
場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記で
きないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に
所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページ目の表の1番は、資料が5ページから7ページでございます。

市街化区域内の■■■■■■■■■■の1筆、公簿地目が畑になっております■■■■m²の土地
について、所有者の■■■■■■■■■■より現況証明願があり、7月1日、事務局職員2名で
現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地で
したので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書4ページ目の表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにご
ざいます。

市街化区域内の■■■■■■■■■■の1筆、公簿地目が畑になっております■■■■
m²の土地について、所有者の■■■■■■■■■■、他2名の代理人であります■■■■■■■■■■より

現況証明願があり、7月1日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、7月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第47号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、報告第48号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは議案書10ページでございます、報告第48号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で1件、阿寒地区で2件の申請がありました。

議案書11ページの表の1番は、[]の[]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成28年6月28日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書11ページの表の2番は、[]の[]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成28年7月5日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書11ページの表の3番は、[]の[]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成28年7月19日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第48号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第49号「農地法第3条の3第1項の規定によ

る届出」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書12ページ目の報告第49号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を、農業委員会に届け出なければなりません。

今回、音別地区で1件の届出がありました。

議案書13ページ目の表の1番ですが、被相続人■■■■が所有していた、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地を相続人■■■■が平成20年11月26日、相続により所有権を取得したことにより、平成28年7月8日、同氏よりその旨の届出があり、平成28年7月15日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第49号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは次に、報告第50号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の14ページにございます、報告第50号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、借入人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区で5件、音別地区で2件の通知がありました。

議案書15ページの表の1番は、資料が17ページ、18ページにございます。

■■■■が所有する■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、貸主の代理人であります農地利用集積円滑化団体阿寒農業協同組合と借主であります■■■■との間で、平成27年12月13日に合意解約を行い、平成28年7月4日に通知がありました。

次に、議案書15ページの表の2番は、資料が19ページ、20ページにございます。

■■■■が所有する■■■■の内、の1筆、■■■■㎡の農地について、貸主の代理人であります農地利用集積円滑化団体阿寒農業協同組合と借主であります■■■■との間で、平成28年7月12日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書15ページの表の3番は、資料が19ページ、21ページにございま

す。

が所有する の内、他4筆、合計 m²の農地について、借主であります との間で、平成28年7月12日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、議案書15ページの表の4番は、資料が19ページ、22ページにございます。

が所有する の内、他1筆、合計 m²の農地について、借主であります との間で、平成28年7月12日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、議案書16ページの表の5番は、資料が19ページ、23ページ、24ページにございます。

が所有する 、他9筆、合計 m²の農地について、借主であります との間で、平成28年7月12日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、議案書16ページの表の6番は、資料が25ページから27ページにございます。

が所有する 、の内、他1筆、合計 m²の農地について、借主であります との間で、平成28年7月11日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、議案書16ページの表の7番は、資料が25ページ、28ページ、29ページにございます。

が所有する 、他8筆、合計 m²の農地について、借主であります との間で、平成28年7月15日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、7件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第50号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
議案第64号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の30ページにございます、議案第64号「現況証明願」について提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が

必要となります。

今回は、釧路地区から3件の現況証明願の申請がございました。

初めに、議案書31ページにございます表の1番と2番ですが、資料は32ページから34ページにございます。

この2件につきましては、昭和36年に、XXXXXXXXXXが所有権移転請求権仮登記と持分全部移転請求権仮登記を行っております。

これらは、XXXXXXXXXXが売買予約を行い、将来的に自らの一方的意思表示により土地を取得できる「予約完結権」を得たということです。

仮登記自体に消滅時効はありませんが、予約完結権は一般的には契約締結時から10年を経過すれば消滅時効にかかることになり、これらの仮登記に対する本登記請求権も消滅します。

ところが、当該地は農地であり、農地法の許可を得なければ所有権移転できませんので、これらの権利の移転請求権仮登記は、本来は「条件付き所有権移転仮登記（条件 農地法の許可）」であるべきだったと考えられます。

この場合、農地法の許可に対する「許可申請協力請求権」が債権として10年の消滅時効にかかるので、許可を受けることを前提とした「移転登記請求権」も消滅します。

10年経過後に、時効の援用の表明として、所有者が仮登記の抹消を求めていれば、仮登記は抹消できた可能性があります。が、為されておりませんので、本登記請求権は消滅しておりません。

従いまして、これらの農地が農地でなくなった場合、XXXXXXXXXXは、所有権移転請求権仮登記と持分全部移転請求権仮登記に基づく本登記請求権を行使できることになると考えられます。

1番の土地は、農振区域外の公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、の1筆、XXXXXXXXXX㎡の土地で、所有者であります、XXXXXXXXXXの代理人であります土地家屋調査士のXXXXXXXXXXから現況証明願がありましたので、7月14日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

2番の土地は、農振区域外の公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、他1筆、合計XXXXXXXXXX㎡の土地で、所有者であります、XXXXXXXXXX、他1名の代理人であります土地家屋調査士のXXXXXXXXXXから現況証明願がありましたので、7月14日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

議案書31ページ目の表の3番は、資料が35ページから37ページにございます。

市街化区域内の公簿地目が宅地である、XXXXXXXXXX、の1筆、XXXXXXXXXX㎡の土地について、所有者であります、XXXXXXXXXXより現況証明願がありました。

釧路市農業委員会庶務規程第4条に事務局長の専決に関する事項が定められており、農地法第4条第1項第7号の届出に関する事項、農地法第5条第1項第6号の届出に関する事項につきましては、事務局長専決の後、次の委員会の総会に報告することとなっております。

通常、市街化区域内の現況証明願は、農地を農地以外の地目にしたいという願い出でありますので、これら市街化区域内の転用の届出に準じたものとして事務局長専決の後、次の委員会の総会に報告しておりますが、表の3番につきましては、申請者が自ら開墾した土地を農地として認めてもらいたい旨の願い出でございますので、委員

会の議決事項となります。

この土地については、かねてから農地として認めてほしい旨の相談を受けておりまして、国の宿舍跡地を取得後に自ら開墾し、[redacted]と名付けて、無農薬農法で、チンゲン菜、ルッコラ、いんげん、黒大豆などを栽培し、阿寒町の[redacted] [redacted]などへの販売を行い、昨年は、黒大豆納豆の商品化を試みております。

農業所得を得ておりますが、農業分野の収支は残念ながら赤字となっておりますし、農業経営改善計画も策定しておりません。

農地法第3条資格との兼ね合いですが、申請者は当該地以外の農地を経営しておりませんので、申請地を農地として認めたとしても下限面積要件は満たしません。

また、申請者からの聞き取りでは、農地所有適格法人としての要件も満たしておりません。

しかしながら、これらの要件を満たさずとも、自ら開墾した土地であれば農地を所有することが可能です。

申請者には、当該地が農地として認められた場合、転用届出以外の事由で再び非農地化することはできないこと、また、近々に転用届出を行っても受理し難いことについて、十二分に申し伝えております。

これらを踏まえまして、7月14日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、当該地の現況は農地採草放牧地であり、利用状況は「畑」であることを確認致しました。

以上、3件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の浅野委員から報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第64号の1番・2番・3番の現況証明願について報告いたします。

1番は、[redacted]、面積が [redacted] m²で、公簿地目が畑、土地の所有者は、[redacted]であります。

2番は、[redacted]、他1筆、面積の合計が [redacted] m²で、公簿地目が畑、土地の所有者は [redacted]、他1名となっております。

1番・2番ともに、昭和36年に、所有権移転請求権仮登記、持分全部移転請求権仮登記が [redacted] によって為されております。

この件につきましては、平成28年7月14日に、釧路地区農業委員4名及び事務局3名で現地調査を実施し、該当地は、農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野であることを確認しました。

3番は、[redacted]、公簿地目が宅地となっている [redacted] m²の土地について、所有者の [redacted] より、現況証明願の提出がありました。

この件につきましては、かねてから農地として認めてほしい旨の相談を受けており、平成28年7月14日に釧路地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査を実施し、成澤寛和氏立ち合いのもと、該当地の現況は農地採草放牧地であり、利用状況は畑であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農用地については、農業委員会への届け出により非農地とすることができるため、現況証明願は総会報告事項となっておりますが、本件につきましては、所有者が新たに開墾した土地であり議決事項となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

それでは、議案第64号「現況証明願」について審議します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第64号「現況証明願」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第64号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書38ページ目でございます、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書39ページ、40ページの表の1番は、資料が議案書の41ページから61ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他65筆、合計■■■■㎡の農地について、経営移譲に伴い、ご子息の■■■■に許可の日から10年間、使用貸借を行うものです。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたく、ご提案を致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の浅野委員に報告を求めます。

委員
浅野委員

議案第65号の1番、「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。
申請の内容は、経営移譲に伴い、[]が所有する農地について、子の []との間で、使用貸借するものであります。

この件につきましては、平成28年7月14日に、釧路地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議を行いました。

当該農地については、今後も農地として適正に利用・管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

浅野委員ありがとうございました。

それでは、1番について審議いたしますが、この案件は、[]に関する事項で、議事参与の制限を受けます。

[]は退室して下さい。

([]退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については原案のとおり決定いたします。

[]は入室して下さい。

([]入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請の進達」につ

いて審議しますので、事務局より提案して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書62ページでございます、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第4条の規定は、農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

議案書63ページ目の表の1番は、資料が議案書64ページから69ページにございますが、今回、釧路地区において、1件の許可申請の提出がありました。

■■■■■■■■■■より、スラリーストア増設のため、■■■■■■■■■■の内、■■■■■■■■■■㎡について、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

本件に関しまして、7月14日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員3名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第4条調査書をご参照下さい。

以上、1件の「農地法第4条の規定による許可申請」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、調査委員長の浅野委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第66号の1番、「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について報告します。

申請の内容は、■■■■■■■■■■所有地内に、スラリーストアを増設しようとするものであります。

この件につきましては、平成28年7月14日に釧路地区農業委員4名及び事務局3名により現地調査、並びに協議を行いました。

計画されている場所は、農用地域内ではありますが、既存の農業用施設の隣接地であり、農作業の効率性も良い場所であり、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから妥当であると認められます。

以上のことから、調査委員会では許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

浅野委員ありがとうございました。

それでは、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について審議致しますが、本案件は、■■■■■■■■■■が役員となっている法人に関する案件で、議事参与の制限を受けます。

■■■■■■■■■■は、退室して下さい。

([redacted] 退室)

議長
野村会長

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。

[redacted] は入室して下さい。

([redacted] 入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の70ページでございます、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、鉏路地区で5件、阿寒地区で2件、音別地区で8件の計画がございます。

議案書71ページの表の1番ですが、資料は議案書の75ページ、76ページでございます。

[redacted] が所有する、[redacted]、他7筆、合計 [redacted] m²の農地について、[redacted] との間で年間 [redacted] 円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書71ページの表の2番ですが、資料は議案書の75ページ、77ページでございます。

[redacted] が所有する、[redacted] の内、他4筆、合計 [redacted] m²の農地について、[redacted] との間で年間 [redacted] 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書71ページの表の3番ですが、資料は議案書の75ページ、78ページ

ジでございます。

が所有する、
、他 8 筆、合計 m^2 の農地について、
との間で年間 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 72 ページの表の 4 番ですが、資料は議案書の 75 ページ、79 ページでございます。

が所有する、
の内、他 1 筆、合計 m^2 の農地について、
との間で年間 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 72 ページの表の 5 番ですが、資料は議案書の 75 ページ、80 ページでございます。

が所有する、
の内の 1 筆、 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と
との間で年間 円、期間は 7 ヶ月間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 72 ページの表の 6 番ですが、資料は議案書の 81 ページ、82 ページでございます。

が所有する、
の内、他 3 筆、合計 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と
との間で年間 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 72 ページの表の 7 番ですが、資料は議案書の 81 ページ、83 ページでございます。

が所有する、
の 1 筆、 m^2 の農地について、同氏の代理人であります農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と
との間で年間 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 73 ページの表の 8 番ですが、資料は議案書の 84 ページから 86 ページでございます。

が所有する、
の内、他 2 筆、合計 m^2 の農地について、
との間で年間 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 73 ページの表の 9 番ですが、資料は議案書の 84 ページ、87 ページでございます。

が所有する、
、の 1 筆、 m^2 の農地について、
との間で年間 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 73 ページの表の 10 番ですが、資料は議案書の 84 ページ、88 ページでございます。

が所有する、
の内、他 1 筆、合計 m^2 の農地について、
との間で年間 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書 73 ページの表の 11 番ですが、資料は議案書の 84 ページ、89 ページ、90 ページでございます。

が所有する、
、他 8 筆、合計 m^2 の農地について

て、[]との間で年間 []円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定
でございます。

次に、議案書74ページの表の12番ですが、資料は議案書の84ページ、91ページ
でございます。

[]が所有する、[]、他1筆、合計 []㎡の農地につ
いて、[]との間で年間 []円、期間は5年間で賃貸借による利用権
の設定でございます。

次に、議案書74ページの表の13番ですが、資料は議案書の92ページ、93ページ
でございます。

[]が所有する、[]、の1筆、[]㎡の農地につ
いて、[]との間で年間 []円、期間は10年間で賃貸借による利用権の
設定でございます。

次に、議案書74ページの表の14番ですが、資料は議案書の92ページ、94ページ
でございます。

[]が所有する、[]の内、の1筆、[]㎡の農地
について、[]との間で年間 []円、期間は10年間で賃貸借による利用権
の設定でございます。

次に、議案書74ページの表の15番ですが、資料は議案書の92ページ、95ページ
でございます。

[]が所有する、[]、他6筆、合計 []㎡
の農地について、[]との間で年間 []円、期間は5年間で賃貸借による
利用権の設定でございます。

以上15件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたく、ご提案致し
ます。

議長

野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました議案第67号「農業経営基盤強化
促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1
番から5番は[]の親族に関する案件ですので議事参与の制限にあたります。

また、8番から10番は[]本人に関する案件ですので議事参与の制限にあた
ります。

また、11番から12番は、[]の親族に関する案件ですので、[]が議
事参与の制限にあたります。

さらに、5番から7番は、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合の役員およ
び理事であります、[]、[]、[]が議事参与の制限にあたりま
す。

そこで、審議は1番から4番、5番、6番から7番、8番から10番、11番から
12番、13番から15番の6つに分けて、それぞれ一括審議を行うこととします。

それでは、1番から4番を審議しますので、[]は退室して下さい。

([]退室)

議長

野村会長

1番から4番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番については原案のとおり決定致します。

次に、5番を審議しますので、 、 、 は退室して下さい。

(、 、 退室)

議長
野村会長

それでは、5番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番について原案のとおり決定致します。

 は入室して下さい。

(入室)

議長
野村会長

1番、2番、3番、4番、5番は、原案のとおり決定致しました。
それでは次に、6番、7番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番と7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番と7番については原案のとおり決定致します。

■■■■、■■■■、■■■■は入室して下さい。

(■■■■、■■■■、■■■■入室)

議長
野村会長

6番、7番は、原案のとおり決定致しました。
次に、8番から10番を審議しますので、■■■■は退室して下さい。

(■■■■退室)

議長
野村会長

8番から10番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の8番から10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の8番から10番について原案のとおり決定致します。
[]は入室して下さい。

([]入室)

議長
野村会長

8番、9番、10番は、原案のとおり決定致しました。
それでは次に、11番から12番を審議しますので、[]は退室して下さい。

([]退室)

議長
野村会長

11番から12番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の11番と12番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の11番と12番について原案のとおり決定致します。
[]は入室して下さい。

([]入室)

議長
野村会長

11番、12番は、原案のとおり決定致しました。
次に、13番から15番を審議します、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

の決定」の13番から15番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の13番から15番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の96ページでございます、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

農用地利用集積計画書の2番、共通事項では、「解約権の留保の禁止」で、利用権設定期間中の解約はできないこととなっております。

また、「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、「双方及び市」が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないとされています。

さらに、「その他」で、農用地利用集積計画書に定めのない事項、及び、疑義が生じた場合は、「双方及び市」が協議して定めることとなっております。

以上を踏まえまして、順番にご説明致します。

今回は、釧路地区で1件、音別地区で2件、資料は、議案書の99ページから105ページ目でございます。

まず、議案書97ページの表の1番ですが、平成24年10月31日開催の第4期第7回総会、議案第27号にて審議を行い、平成24年11月1日に釧路市告示第357号で告示された、 が所有する、 、の1筆、 ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と との間で年間 円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設のために農地の一部が買収され分筆されたため、地番が および に別れ、面積が ㎡に減少しましたので、賃貸借料の総額も 円に減少しております。

次に、議案書98ページの表の2番ですが、平成23年2月24日開催の第3期第23回総会、議案第83号にて審議を行い、平成23年2月25日に釧路市告示第54号で告示された、 が所有している、 、他10筆、合計 ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の釧路市と との間で年間 円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、 の経営移譲に伴い、借主を に変更するものです。

次に、議案書98ページの表の3番ですが、平成24年10月31日開催の第4期第7回総会、議案第27号にて審議を行い、平成24年11月1日に釧路市告示第357号で告示された、 が所有している、 、他8筆、合計 ㎡の農地について、 との間で年間

円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、[]の経営移譲に伴い、借主を[]に変更するものです。

以上3件の農用地利用集積計画の変更について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の変更について審議を致しますが、1番は阿寒農業協同組合が農地利用集積円滑化団体となっている案件ですので、[]、[]、[]は議事参与の制限により退室となります。

また、2番、3番につきましては、[]と親族に関する案件ですので、[]は議事参与の制限により退室となります。

それでは、初めに1番を審議しますので、[]、[]、[]は退室して下さい。

([]、 []、 [] 退室)

議長
野村会長

それでは、1番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の1番について、原案のとおり決定致します。

[]、[]、[]は入室して下さい。

([]、 []、 [] 入室)

議長
野村会長

1番については、原案のとおり決定致しました。

次に、2番、3番を審議しますので、[]は退室して下さい。

([] 退室)

議長
野村会長

2番、3番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の2番、3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の2番、3番について原案のとおり決定致します。

■■■■■は入室して下さい。

(■■■■■入室)

議長
野村会長

2番、3番は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

議案書106ページ目でございます、議案第69号、「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回3件の報告がございました。

議案書107ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、■■■■■で、平成27年12月決算の報告となります。

議案書107ページの農地所有適格法人要件確認書の2番は、■■■■■で、平成28年3月決算の報告となります。

議案書108ページの農地所有適格法人要件確認書の3番は、■■■■■で、平成28年3月決算の報告となります。

3件とも、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を

満たしておりますことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、2番は■■■■と■■■■が役員となっており、3番は■■■■が役員となっており、議事参与の制限がございますので、1番、2番、3番の順に個別に審議することと致します。

まず、1番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案のとおり決定いたします。

次に、2番について審議しますので、■■■■、■■■■は退室して下さい。

(■■■■、■■■■退室)

議長
野村会長

2番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案のとおり決定いたします。

■■■■、■■■■は入室して下さい。

([redacted]、[redacted]入室)

議長
野村会長

2番については、原案のとおり決定いたしました。
次に、3番について審議しますので、[redacted]は退室して下さい。

([redacted]退室)

議長
野村会長

3番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第69号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番について、原案のとおり決定いたします。
[redacted]は入室して下さい。

([redacted]入室)

議長
野村会長

3番については、原案のとおり可決、決定しました。
これで議案書の審議を終えましたので、続いて、追加議案書の審議に入ります。
議案第64号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書の1ページでございます、議案第64号「現況証明願」について提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、音別地区から1件追加がございます。

追加議案書2ページの表の4番は、資料が追加議案書の3ページ、4ページにござ

います。

当該土地は、農振区域外の公簿地目が畑である、[REDACTED]、の1筆、[REDACTED]㎡の土地で、所有者であります、[REDACTED]から、現況証明願がありましたので、7月25日、音別地区の農業委員6名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の成田委員から報告をお願いします。

委員
成田委員

調査報告いたします。

願出のあった土地は、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡で、公簿地目が畑となっており、土地の所有者、申請者ともに[REDACTED]より、現況証明願の提出がありました。

調査日は平成28年7月25日、音別地区委員6名及び事務局職員4名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認しました。

以上、現況証明願の現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

成田委員、ありがとうございました。

それでは、議案第64号「現況証明願」の4番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第64号「現況証明願」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第64号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。次に、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します、事務局より提案して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書5ページ目にございます、議案第65号「農地法第3条の規

定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

追加議案書6ページの表の2番は、資料が議案書の7ページから11ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他24筆、合計■■■■㎡の農用地について、経営移譲に伴い、ご子息の■■■■に許可の日から10年間、使用貸借を行うものです。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたい、ご提案を致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、調査委員長の成田委員に報告を求めます。

委員

成田委員

調査報告いたします。

平成28年7月25日、音別地区農業委員5名及び事務局4名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は■■■■の所有地を使用貸借により、子である■■■■に貸付して経営移譲するものであり、農地法第3条の許可要件のすべてを満たしておりますことから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

野村会長

成田委員ありがとうございました。

この案件は、■■■■に関する事項で、議事参与の制限にあたりますので、■■■■は退室して下さい。

(■■■■退室)

議長

野村会長

それでは、2番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について
原案のとおり決定致します。

■■■■は入室して下さい。

(■■■■入室)

議長
野村会長

2番については、原案のとおり決定致しました。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか、
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年7月29日

議

長

野村照明

署名委員

松永征明

署名委員

楡場洋二